

「国民の保護に関する基本指針」の変更及び 指定行政機関の国民保護計画の変更

- 平成22年11月9日の閣議において、「国民の保護に関する基本指針」の変更を決定するとともに、指定行政機関のうち総務省消防庁、厚生労働省及び国土交通省の国民保護計画の変更について「異議がない」旨を決定。
- 政府としては、国民保護施策を効果的に実施していくため、基本指針、国民保護計画等の適切な見直しを今後とも実施。

- ・ 政府においては、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護施策を効果的に実施していくため、関係省庁の所管法令、制度の改正内容を国民保護法に基づく「国民の保護に関する基本指針」及び指定行政機関の国民保護計画に適時適切に反映させることとしている。
- ・ 内閣総理大臣は、基本指針の変更にあたっては閣議の決定を求め、決定があったときは国会に報告することとされている。本年度は、旧国立高度専門医療センターの独立法人化等に伴う所要の改正を行うため、基本指針変更の閣議決定を行った。
- ・ 指定行政機関（各省庁）の長は、国民保護計画の作成及び変更にあたっては、原則として、内閣総理大臣に協議を行うこととされている。本年度については、総務省消防庁、厚生労働省及び国土交通省から計画の作成及び変更に関する協議を受け、その内容について問題がないことから、内閣総理大臣として「異議がない」旨の閣議決定を行った。

【本件連絡先】内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付
内閣参事官 荒井 仁志 電話 03-3581-8923

平成22年度の国民の保護に関する基本指針の変更 及び指定行政機関の国民保護計画の変更の主な内容

1 基本指針の変更

- (1) 本年度の基本指針の変更については、旧国立高度専門医療センターの独立行政法人化（本年4月施行）に伴い、
- 名称を国立高度専門医療研究センターに変更
 - 同センターは国とは別の組織となるため、厚生労働省が同センターにおいて医療活動を行うとしている記述等について、厚生労働省が同センターに対して医療の実施を求めること等への変更
 - また、これを機に、文部科学省が国立大学附属病院（国とは別法人）において医療活動を行うとしている記述等についても見直しを行い、(2)と同趣旨の変更
- (2) その他、用語の適正化のための技術的修正

2 指定行政機関の国民保護計画の変更

(1) 総務省消防庁関係

- 消防庁情報連絡室の設置・運営を行う体制の再整理に伴う職員の範囲の記述の適正化
- 消防庁情報連絡室又は緊急事態連絡室において、消防の応援に関する準備等又は調整等を行う記述の追加

(2) 厚生労働省関係

- ① 社会保険庁が廃止され、(独)日本年金機構に移行したことに伴い、
 - 社会保険庁に係る記述を削除
 - 他方、武力攻撃事態等における厚生労働省年金局の日本年金機構への支援等について記述
- ② 旧国立高度専門医療センターの独立行政法人化（本年4月施行）に伴い、
 - 名称を国立高度専門医療研究センターに変更
 - 同センターは国とは別の組織となるため、厚生労働省が同センターにおいて医療活動を実施するとしている記述等について、厚生労働省が同センターに対して医療の実施を求めること等への変更

(3) 国土交通省関係

- 国土交通省は、(独)水資源機構に対して、水路施設等の被害最小化のための操作に関し適切な体制を整備するよう要請するとともに、武力攻撃災害が発生した場合、同機構の被災情報を収集し、必要に応じ応急の復旧への支援を実施する旨の記述を追加